

# 七大戦 in 北海道 アベレージラリー特別規則書(仮)

第 1 条 競技会名、格式、オーガナイザー  
七帝戦 in 北海道

J A F 公認クローズド競技、初級向け  
クラブ・ブラウンベアーズ北海道 (B. B. 北海道)  
北海道大学体育会自動車部  
代表者氏名 上坂 英正

第 2 条 開催日時、開催場所

2011年9月10日19:00一号車スタート予定  
北海道石狩市、当別市周辺

第 3 条 競技会種目

4輪自動車による第1種アベレージラリー

第 4 条 参加申込及び問い合わせ先

後日発表する  
尚、乗員が未成年の場合は、必ず親権者の署名及び承諾  
印を捺印すること。

第 5 条 ラリー競技保険

後日発表する。

第 6 条 大会役員

後日発表する。

第 7 条 競技役員

後日発表する。

第 8 条 参加資格

- 1) 当該日に有効な運転免許証を所持していること。
- 2) 20歳未満の運転者は、親権者の承諾を必要とし、申込書に署名捺印がなければならない。
- 3) 七帝戦クラスは学部生のみがエントリーできる。ただし、医学部など6年制の場合は入部4年以内の者とする。
- 4) 主催者は参加申し込みに対し、クラス変更の権限を持つものとする。
- 5) すべての参加者及び乗員はブリーフィングに出席しなければならない。
- 6) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

第 9 条 参加車両、参加台数

参加車両は、J A F 国内競技車両規則第2編ラリー車両規定 (R B 車両) に合致した車両で、排気系統は改造及び変更されていないもの (純正品) を強く推奨する。純正品等が用意出来なかった場合は車検適合品でも可とするが、車検適合品でも著しく音量が大きいもの等は競技会審査委員会の判断により参加を取り消す可能性がある。  
参加車両には以下の搭載品を装備することを義務付ける。

- ・非常停止表示板2枚 (三角反射板) ・赤色灯
- ・非常用信号灯 (発煙筒) ・牽引ロープ ・救急用品

参加台数は七帝戦クラスは各大学4台までとし、オープンクラスを含めて最大で50台までとする。

第 10 条 クラス

七帝戦クラス  
上記以外 オープンクラス  
尚、2台以上の参加をもって 成立とする。

第 11 条 賞典

参加台数の25%程度までとする。

第 12 条 車両検査

- ① 参加車両は、出走前に公式車両検査を受けること。
- ② オーガナイザーは、競技中及び競技後にも車両検査を行うことが出来る。
- ③ 車両検査で不相当と認められた車両は、修正しなければ出走出来ない。

第 13 条 スタート

スタートはゼッケン順とし、1分に1台の間隔とする。

第 14 条 コース、指示事項、チェックシート

- ① 競技者はコース図等に記載されたコースを指示通りに走行すること。
- ② コース図内の特に指定されていない距離は参考距離とする。
- ③ 必要事項を記入したチェックシートは出来るだけ早く提出すること。

第 15 条 チェックポイント (C P) 及び  
バスコントロールポイント (P C)

- ① チェックポイントは原則として左側に設置し、C P 表示物により競技者に明示する。(尚、C P の発見は競技者の義務とする。)
- ② P C の設置場所までの所要時間は秒まで計測し、秒未満は切り捨てとする。

第 16 条 C P の通過方法

- ① C P を発見した場合に時間調整の為に速度を変化させてはならない。
- ② C P 員にうながされても、その指示に従わない場合は、100点の減点とする。
- ③ C P において 他車を追越してはならない。
- ④ C P 表示物 (C P 設置物を含む) に接触した場合は、100点の減点とする。
- ⑤ C P は、1号車到着予定時刻の15分前に設置し、最終号車到着予定時刻の15分後に閉鎖される。

第 17 条 計時方法

- ① 計時はすべて秒単位とする。
- ② 計時に使用する時計は、NTT 時報を基準とする。
- ③ C P スタート時刻は、C P カードに記載された時刻とする。

#### 第 18 条 整備作業の範囲

- ① 整備作業の範囲は、J A F ラリー競技会組織に関する規定による範囲までとする。  
イ. タイヤ交換 ロ. ランプ類のバルブの交換  
ハ. 点火プラグの交換 ニ. Vベルトの交換  
ホ. 各部点検増締め
- ② 整備作業は、道路外を使用すること。
- ③ 第三者によるアシスト行為を禁止する。

#### 第 19 条 減点および成績

- ① 区間所要時間に対する減点は、1 秒 1 点とする。
- ② C P 不通過は 1 0 0 0 点の減点とする。
- ③ ②によるミスチェックは 1 区間につき 1 0 0 0 点の減点とする。
- ④ C P タイムカードを紛失したときは 1 0 0 0 点の減点とする。
- ⑤ 成績は減点合計の少ない者を上位とし順位を決定する。
- ⑥ 同減点の場合、次の順で決定する。  
イ. 0 減点区間の多い者。  
ロ. 1 点区間の多い者。  
ハ. 以下同様に 2 点、3 点…区間の多い者。  
ニ. 抽選。

#### 第 20 条 リタイヤ

リタイヤする場合は、必ず文書にてオーガナイザーに申告すること。

#### 第 21 条 失格

競技者が以下の行為をしたことが、オーガナイザーに確認された場合は、失格とし、速やかに競技を離脱しなければならない。

- ① 交通違反、または事故を起こした場合。
- ② 他の競技者を故意に妨害した場合。
- ③ C P カードの改ざん、または不正行為が発見された場合。
- ④ オーガナイザーの重要な指示に従わない場合。
- ⑤ 虚偽の申告をした場合。

#### 第 22 条 競技内容の変更

競技中に、公式通知・チェックカード等によって前の指示と異なる新たな指示が与えられた場合は、そこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする

#### 第 23 条 競技の中止、延期、取り止め、打ち切り

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技を中止又は延期、途中取り止めることが出来る。

途中打ち切りの場合は、競技会は成立したものとみなし、成績は打ち切り時点までのものとする。

#### 第 24 条 損害の補償

- ① 参加者は車両及びその付属品が破損した場合及び第三者に損害を与えた場合、その責任は自己が負わなければならない。参加者は J A F 及びオーガナイザーならびに大会役員が、一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はそ

の役務に最善を尽くすことは勿論であるが、もし参加者の負傷・死亡・その他 車両の損害賠償に対しては、J A F 及びオーガナイザー並びに大会役員は一切の補償責任を負わない。

- ② 競技中に起こした役員車及びその器材との事故は、いかなる場合も参加者が責任を持って賠償するものとする。

#### 第 25 条 抗議

- ① 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断するときは、これに対して抗議する権利を有する。但し、本規則及び国内競技規則に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位 及び道路状態（交通渋滞など）に対する抗議は受付けない。
- ② 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書にて行い、抗議料として 1 件につき 10000 円を添え 競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。抗議料は抗議が成立した場合のみ返還される。
- ③ 競技に対する抗議は参加者のゴール到着後 3 0 分以内に提出しなければならない。但し、チェックカードの記入事項に関する抗議は、それが交付された地点で 1 分以内に C P 審判員に対して口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はその C P 審判員の署名を得たもののみ有効とする。
- ④ 車検に関する抗議は、判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- ⑤ 成績に関する抗議は、暫定結果発表 3 0 分以内に提出しなければならない。
- ⑥ 役務についている競技委員は、たとえ抗議が提出されている場合でも、それと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。
- ⑦ 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は、審査委員長により関係当事者にのみ口頭で通知される。競技当日競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定結果発表の日時・場所を発表して、延期することが出来る。

#### 第 26 条 本規則の解釈

本規則ならびに競技会特別規則、あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。